

麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について

制定：輸出注意事項 22 第 16 号（22. 3. 15）
改正：輸出注意事項 23 第 19 号（23. 10. 19）
最終改正：輸出注意事項 24 第 2 号（24. 2. 10）

輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号）別表第 2 の 21 の 3 の項の中欄に掲げる麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和 62 年 11 月 6 日付け 62 貿局第 322 号・輸出注意事項 62 第 11 号）によるほか、平成 22 年 4 月 1 日から下記により行います。

なお、「麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について」（平成 9 年 7 月 1 日付け平成 09・06・24 貿局第 3 号・輸出注意事項 9 第 35 号）及び平成 9 年 7 月 1 日付け「麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認申請手続きについて（お知らせ）」は廃止します。

記

1 適用地域

適用地域は、全地域とする。

2 適用品目

- (1) 適用品目は、輸出貿易管理令別表第 2 の 21 の 3 の項の中欄に掲げる貨物（別紙第 1（輸出貿易管理令別表第 2 及び別表第 7 の規定に基づき貨物を定める省令（平成 4 年通商産業省令第 38 号）第 1 条に掲げる貨物））及びこれらを濃度 50 パーセント（塩化水素の水溶液、過マンガン酸カリウム、硫酸については濃度 10 パーセント）を超えて含有するものとする。
- (2) 適用除外品目は、別紙第 2 とする。

3 輸出承認の申請

- (1) 輸出承認申請書の提出先
輸出承認の申請をしようとする者は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課に輸出承認申請書 2 通を提出するものとする。
- (2) 輸出承認申請の際の添付書類
 - ① 申請理由書 1 通（別紙様式 1）
 - ② 取引内容等明細書（別紙様式 2-①、②）（別紙様式 2-②は、最終需要者が複数である場合に限る。） 1 通
 - ③ 輸出承認取得実績一覧表（同一の規制物質、買主及び荷受人の輸出承認証を取得した実績がある場合に限る。）（別紙様式 3） 1 通
 - ④ 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類の写し 1 通
 - ⑤ 混合比率が記載された成分表等（当該貨物が混合物である場合に限る。） 1 通
 - ⑥ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 50 条の 27 の規定に基づく届出が受理されたことを証する書面の写し（規制物質、買主若しくは荷受人のいずれかを新規で申請する場合（以下「新規案件」という。）又は当該届出の更新後、初回の輸出承認申請の場合に限る。） 1 通
 - ⑦ 麻薬及び向精神薬取締法第 50 条の 30 第 1 項の規定に基づく届出が受理されたことを証する書面の写し（当該貨物が麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和 28 年政令第 57 号）第 1 条に掲げる特定麻薬向精神薬原料の場合に限る。） 1 通

- ⑧ 新規案件の概要（新規案件に限る。）（別紙様式4） 1通
- ⑨ 最終需要者の所在を確認できる書類（新規案件に限る。） 1通
- ⑩ その他経済産業大臣が特に必要があると認める場合は、当該書類

4 顧客リストの登録

アセトン、エチルエーテル、エチルメチルケトン、塩化水素の水溶液、トルエン、硫酸及びこれらを濃度50パーセント（塩化水素の水溶液、硫酸については濃度10パーセント）を超えて含有するものの輸出承認申請をしようとする者は、バルク輸出（買主が現地でストックし顧客に販売するもの）のため、申請時に最終需要者の特定が困難である場合に限り、事前又は当該申請時に顧客リスト（別紙様式5）2通を提出するものとする。

- (注) 1 提出された顧客リストは、登録番号等を記載して1通を申請者に返却する。
- 2 規制物質、買主及び最終需要者が前回の輸出承認と同一である場合は、顧客リストの登録年月日及び登録番号を「取引内容等明細書（別紙様式2）」の「最終需要者」欄に記載すること。
- 3 登録された顧客リストに最終需要者の追加、名称、所在地の変更等がある場合には、新たに顧客リストを登録すること。

5 輸出の承認

輸出の承認は、当該申請が上記3及び4に従って行われたものであることを確認し、国際協定等により認められる範囲内で承認を行うこととする。

別紙第1

- 1 N-アセチルアントラニル酸及びその塩類
- 2 アセトン
- 3 アントラニル酸及びその塩類
- 4 イソサフロール
- 5 エチルエーテル
- 6 エチルメチルケトン (別名メチルエチルケトン)
- 7 エルゴタミン及びその塩類
- 8 エルゴメトリン及びその塩類
- 9 塩化水素の水溶液 (別名塩酸)
- 10 過マンガン酸カリウム
- 11 サフロール
- 12 トルエン
- 13 ピペリジン及びその塩類
- 14 ピペロナール
- 15 無水酢酸
- 16 3・4-メチレンジオキシフェニル-2-プロパノン
- 17 リゼルギン酸及びその塩類
- 18 硫酸

別紙第2

適用除外品目は、以下のとおりとする。

- 1 アセチレンを充填した容器に内蔵された多孔物質に浸潤させたアセトン
- 2 放射性物質を含有する物
- 3 バッテリー液としてバッテリー容器の中に入っている硫酸

(別紙様式1)

輸出承認申請理由書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者
記名押印又は署名
住 所

1. 輸出の経緯及び概要

2. 当該貨物が輸出令別表第2に該当する具体的理由

3. その他

(別紙様式2-①)

取引内容等明細書

申請日 年 月 日
申請者 (記名押印又は署名)
(住所)
担当者 (所属部署名)
(氏名)
(電話番号) () 内線

1. 輸出しようとする貨物名、メーカー名、数量及び価額					
貨物名	別2	メーカー名	数量	価額	
				単価	総額
(輸出承認申請にかかる総価額)					計
2. 貨物の輸送ルート (経由地 (積替地又は寄港地) をすべて記載。) (積出港) (経由地) (最終仕向国及び通関地)					
3. 買主の名称、所在地、電話番号及び概略 (事業内容、従業員数等。以下同じ。)					
4. 荷受人の名称、所在地、電話番号及び概略					
5. 最終需要者の名称、所在地、電話番号及び概略並びに1. で記載した貨物の使用予定工場等の名称及び所在地 (複数存在する場合は「最終需要者一覧表」に記載のこと。)					
6. 最終需要の概要 (1. で記載した貨物の使用目的及び使用方法等)					

(別紙様式2-②)

最終需要者一覧表

(PAGE /)

最終需要者の概要	貨物名	数量	金額
(1) 名称 (2) 所在地 (3) 電話番号 (4) 使用工場名及び所在地 (5) 概略 (事業内容等) (6) 最終需要の概要 (貨物の使用目的及び使用方法等)			
(1) 名称 (2) 所在地 (3) 電話番号 (4) 使用工場名及び所在地 (5) 概略 (事業内容等) (6) 最終需要の概要 (貨物の使用目的及び使用方法等)			
(1) 名称 (2) 所在地 (3) 電話番号 (4) 使用工場名及び所在地 (5) 概略 (事業内容等) (6) 最終需要の概要 (貨物の使用目的及び使用方法等)			
合 計	社		

(注) 上記「最終需要者一覧表 (別紙様式2-②)」は、最終需要者が複数存在する場合のみ記載し、提出すればよい。

(別紙様式4)

年 月 日

新規案件の概要

申請者名
担当者名
連絡先

輸出承認申請をする規制物質は

- アセトン エチルエーテル トルエン エチルメチルケトン ピペリジン
ピペロナール 塩酸 硫酸 無水酢酸 過マンガン酸カリウム
その他 ()
である。

1. 規制物質及び買主について

①当該買主との取引年数 (年)

②当該買主への当該規制物質の輸出実績は

[]

- 有る 無い
↓
その際の輸出承認の取得
有り 無し 少額
↓
無承認

③当該買主への他の規制物質の輸出実績は

[]

- 有る 無い

2. 規制物質及び荷受人について

①当該荷受人との取引年数 (年)

②当該荷受人への当該規制物質の輸出実績は

[]

- 有る 無い

③当該荷受人への他の規制物質の輸出実績は

[]

- 有る 無い

④当該荷受人の電話番号及び住所等についての情報提供者は

- 買主 買主以外 (具体的には)

3. 今後の契約継続見込みは

- 有る 無い

最終需要者の名称、所在、電話番号、最終用途		
名 称 (日本語及び英語)	所 在 地、電 話 番 号 (英 語)	最 終 用 途 (日本語及び英語)

(注)「名称」欄には、和名があれば仮名を記載し、括弧で英語名をアルファベット記載する (和名がなければ英語のみでよい)。